										<b>※</b>	整理	番号	事務	所分	管	理番号	÷ #	中告区分
										処理 事項	1111	<del>-      </del>	LLI	$\mathcal{L}$				щ,
										法	人番号							
法人名										事	業年度	平月	_	年	-	月	日か	
										7	<b>从</b> 1 及	平月	戓	年		月 _	日ま	で
資	本	4	È	等	T.	)	額	l	こ関す	る	計	算	Ī	小				
1. 内国法人の資本金等	この額に	閗-	ナス	計算	į													
	入名		額	課	<del>-</del> 税	事	業	ž	も あ わ せ	- T	行	う 法	÷	人				
資本金等の額		12.	兆				<b>千</b>		収入金額課税事									人
別表5の2下表3個又は図若し	しくは25	1				١.,	١.		る期末の従業者		1 *> 7 *	, CO DI	3					
収入金額課税事業以外の事		2							 期末の総従業者	米ケ			<b>(4)</b>					
る資本金等の額 ①×③/					<u> </u>	<u> </u>		للب					Ľ					
	国 法	人	兆		より		果 千	税	事業を	あ	わせ	て	行	う	法	人		
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2個		(5)	70	Tie	E A		'	[-3			特定	内国法	去人					
					11	╨	-		特定内国法人の付加	口価値額	頁の総額に	占める	l I			—	1	П
特定子会社の株式又は出資に	に係る	6							国内の事業に帰属す (別表5の2の20				13		/			%
控除額 別表5の2の4⑩ 差引		(F)	-1		11								L	<u></u>	)+ I			
	5-6	7		1.1	11	111		ᅫ		非課	说事業を	めわせ	<u>.</u> (2	1丁ク	広人			1
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/	同表(5))	(8)							国内における非	課税事	事業に係	る期	(14)					人
又は (⑦×別表5の2の2⑪/		)				L	1.		末の従業者数				9					
再差引		9				-			国内における事		スは事業	所の	(15)					
	7-8	9	L	11	11				期末の従業者数				10)					
非課税事業に係る控除額		(10)																
9×	14/15	10	1	1.1	1.1			1						_				
課税標準の特例に係る控例	余額	(11)																
	31)	(II)	ı	1.1	11			1		_								
控除額計		12																
<b>6</b> + <b>8</b> +			ı	1.1	1.1			ı										
2. 特例適用対象法人等																		
法第72条の21第1項第1	号から	第:5							/h/十人 の   ##	法	附則第9	9条第	, 1 म		係 +億	百万	千	
資本金等の額 別表5の2 <sup>-</sup>	下表3②	16)	兆	I tae	D //		千	1.1	資本金の額	別身	長5の2下	表1②	24)	兆	I thes	D 79	'	1.3
法第72条の21第1項第1号に係		(17)		1 1			+	╫	法附則第9条第		こ係る額		<b>25</b> )	+	+++	+++	1 + +	
		)				╫	+	4	法 附 則	第 9		<u>4×2</u> 4 項		ら発	. 7 J	百 関 4	系	
第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除		18	ı	1.1				ı	及び平月	戊28年	<b>下改正</b> 法	去附則			第14		系	
仮計 (2)	(17) — (18)	19							月数あん分後の 別表5の				26	兆	十億	百万	Ŧ	円
資本金の額	(M)—(M)		1	11		H		4								<del></del>	┿	$\vdash$
別表5の2-	下表1徑	20	ı	1.1	1.1	, ,			課税標準の特例	に係る	る控除割	合	27)		/	_	_	
資本準備金の額		21)					T		未収金の帳簿価	額			28					円
仮計		,	1	1.1														
	20+21	22		1.1	1.1	, ,			総資産価額				29					
	頁	23	•						平成28年改正法	附則領	第5条第	14項	30	兆	十億	百万	千	円
	^	0	ı						に係る額 課税標準の特例	に伝え	くが必要	i		_				
									課税標準の特例 (劉×②)、(				31)			, ,		
3. 外国法人の資本金等	節の額に	.関	する	計算	<u> </u>			_					_		_			_
月数あん分後の資本金等の		32)	兆	十億	百万	ſ	千		外国における事		又は事業	所の	(37)			_		人
別表 外国の事業に係る控除額	5の2⑭	•)	-	11	11	111		_	期末の従業者数									
	37/38	33)							期末の総従業者	数			38)					
差引		(D)	1	11				╁	非課税事業プ	7 14 11	77.00	這田 424 〒	すみ	<b>*</b> *	, b.u	- イニ	るみ	ι
ᆉᆂᇏᄯᆂᆇᇃᇌᇛᆿᄾᆇᆿ	32 - 33	34)	1			Щ.		ᆈ					尹老	<u> </u>	14ノビ	C11	ノ伝ノ	`
非課税事業又は収入金額誤 業に係る控除額	未祝事	(35)							国内における非 金額課税事業に				39					人
$34\times$	39/40	9			L	<u> </u>			数	VI 9/7		-/N L						
控除額計		36)				_	Т		国内における事		又は事業	所の	<b>40</b>					
	33 + 35	9				1		. 1	期末の従業者数				~					

- 1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項 若しくは第4項から第7項まで若しくは平成28年改正法附則第5条第14項又は政令第20条の2の25の規定の適用を受ける 法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)とを合計した数を記載すること。
  - (1) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合
  - (2) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合
  - (3) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合
- 4 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業(以下この記載要領において「非課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)とを合計した数を記載すること。
  - (1) 非課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合
  - (2) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業を開始した場合
  - (3) 非課税事業以外の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業又は非課税事業を廃止した場合
- 5 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数卿」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業(以下この記載要領において「非課税事業等」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数卿」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)とを合計した数を記載すること。
  - (1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
  - (2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合
  - (3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合
- 6 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しく は一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 7 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 8 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及 び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。